

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年9月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000053 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000012 号

第 1 結論

昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 32 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 3 月まで

私は、個人事業であった家業を急遽継ぐことになったため、大学院を卒業した直後の昭和 57 年 4 月から実家で働き始めた。国民年金の加入手続は母親が行ってくれ、保険料についても、家業が法人化するまで、母親が家族（父親及び母親）の保険料と併せて納付してくれていた。大学在学中は、保険料を納付しなくても良かったと思うが、私の納付記録は、在学中の昭和 56 年 4 月から開始され、請求期間を除き家業が法人化されるまで全て納付されている。母親は、納付できる期間の保険料は全て納めたと言っており、請求期間の保険料のみが未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 12 か月と短期間であるほか、国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 3 月頃に払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 52 年*月まで遡って強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、母親は、請求期間の保険料を納付することが可能であった。

また、請求者は、保険料の納付について、家業を法人化するまで、母親が、家族（父親及び母親）の保険料と併せて納付してくれていた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、両親については、制度開始当初から国民年金に加入している上、保険料は全て納付済みとされているほか、請求者についても、上述の加入手続が行われた以後は、請求期間を除き保険料が全て納付済みとされていることから、母親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、請求期間直前である昭和56年4月から昭和57年3月までの保険料は、昭和58年3月31日に過年度保険料として遡って納付されている上、請求期間直後である昭和58年4月から昭和59年3月までの保険料は、昭和58年4月30日に前納されており、いずれも加入手続時期（昭和58年3月頃）に近接した頃に納付されていることが確認できる。これらのことから、母親は、請求者に係る加入手続を行うとともに、請求者に係る保険料を積極的に納付する意思を有していたことがうかがわれる。

加えて、請求者は、20歳に到達した昭和52年*月から昭和57年3月までの期間については学生であったことから、制度上、国民年金の任意加入対象者に該当していた。しかし、上述のとおり、請求者の被保険者資格は20歳から強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われている上、学生であった請求期間直前の保険料を母親が過年度保険料として納付しているにもかかわらず、家業を継ぎ働いていたとする請求期間の保険料を未納とするとは考え難い。

その上、請求者の母親は、請求者に係る保険料の納付に関して、納付できる保険料は全て納めた旨陳述しており、上述のとおり、請求期間の保険料は、納付することが可能であったことを踏まえると、納付意識の高かった母親が、12か月と短期間であるほか、その前後が納付済みとされている請求期間の保険料を納付したと考えるも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000035号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000044号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成13年7月31日から平成13年8月1日に訂正し、平成13年7月の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

請求者のA社における厚生年金保険育児休業等取得者の終了年月日を平成13年7月30日から平成13年7月31日に訂正することが必要である。

平成13年7月31日から同年8月1日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年7月31日から同年8月1日まで

請求期間について、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、平成13年7月31日となっているが、自分の年金手帳には、被保険者でなかった日は平成13年8月1日と記載されているので、誤った記録となっている。請求期間について、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社の事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(請求期間を含む平成12年*月*日から平成13年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていたところ、請求者の厚生年金保険被保険者記録は、平成13年7月31日に資格を喪失し、育児休業終了年月日は平成13年7月30日に変更されており、いずれの処理年月日も平成13年8月8日であることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の育児台帳全記録照会により、請求者は、平成12年*月*日から平成13年*月*日までの期間に係る育児休業基本給付金及び職場復帰給付金を受給していたことが確認できる。

また、請求者は、請求期間当時、配偶者の被扶養者になるために勤務日数を減らして勤務した旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者は、平成13年8月1日に配偶者の健康保険の被扶養者に認定され、同日に国民年金第

3号被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、請求期間当時の資料等はないものの、請求者について、平成13年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失させる特別な理由はなく、7月中は厚生年金保険の被保険者であった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間においてA社に在籍し、厚生年金保険の被保険者として、育児休業期間に係る厚生年金保険料の徴収免除期間中であったことが認められる。

したがって、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成13年7月31日から平成13年8月1日に訂正し、厚生年金保険育児休業等取得者の終了年月日を平成13年7月30日から平成13年7月31日に訂正することが必要である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、平成12年10月の定時決定の記録から22万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000055号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000045号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月10日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成16年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月

請求期間について、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録がない。年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与明細書(2004年12月分賞与)によると、請求者は、A社から15万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、事業主の回答及び当該賞与に係る複数の同僚の銀行振込記録により、平成16年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月10日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000060号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000046号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年7月15日は2万7,000円、平成17年12月20日は8万6,000円、平成18年7月20日は15万9,000円、平成21年7月24日は14万9,000円、平成27年3月31日は4万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成21年7月24日及び平成27年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成21年7月24日及び平成27年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成21年7月24日
⑤ 平成27年3月31日

請求期間①から⑤について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたが賞与の記録がない。当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の給与及び社会保険の事務担当者は、同社の賞与の支払について、賞与が支払われる場合は、関連会社であるB社と同じ保険料率を使用して計算しており、B社の賞与支払日と同日に振り込みをしている旨陳述しているところ、請求者から提出された請求期間に係る金融機関の普通預金お取引照合表、請求期間に係る

B社の従業員の賞与明細書及び支払日並びにA社から提出された金融機関への賞与の振込履歴から判断して、請求者は、A社から、請求期間①は2万7,000円、請求期間②は8万6,000円、請求期間③は15万9,000円、請求期間④は14万9,000円、請求期間⑤は4万1,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成21年7月24日及び平成27年3月31日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。